

飲酒運転追放キャンペーンの推進要領

目 的

この運動は、未だ後を絶たない飲酒運転による交通事故を根絶するため、飲酒運転の危険性、交通事故の悲惨さ等を繰り返し訴え、県民一人一人に「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を徹底することにより、飲酒運転を助長する行為を含めた飲酒運転根絶に向けた社会的気運の高揚を図ることを目的とする。

実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

実施事項

「飲酒運転をしない、させない、許さない」の意識の徹底



広報・啓発活動の推進	○ キャンペーンの周知徹底と広報・啓発活動の強化 ○ 自転車利用者に対する広報・啓発活動の強化 ○ 各種広報媒体の積極的活用 ○ 朝礼・各種会議・イベント等における広報・啓発活動の推進 ○ 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成 ○ 「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会環境の構築
飲酒運転対策の推進	○ 酒類製造・販売業者・飲食店・駐車場関係者等に対する飲酒運転防止に向けた協力体制の確保 ○ 飲酒運転追放3ない運動（飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、飲ませない）を徹底し、飲酒運転を行うおそれのある者に対する酒類の提供、車両の提供及び飲酒運転の車両に同乗するなど飲酒運転を助長する行為の禁止の周知徹底 ○ 職域における安全運転管理者、運行管理者等による飲酒運転防止対策の推進（アルコール検知器による確認など） ○ 「ハンドルキーパー」運動の推進
交通安全教育の推進	○ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる運転者教育及び再犯防止教育の推進 ○ 講習会等を通じ、飲酒運転に対する刑事・行政・民事上の厳しい責任等についての周知 ○ 職域における運転管理の徹底